

今年の会場はオークホール駐車場です

ふる里まつり ステージイベント出演者募集



町 内の地場産品を求め、多くの人でにぎわうふる里まつり。今年はオークホール駐車場で開催します。年に一度のふる里まつりをより一層盛り上げるステージイベントの出演者を募集します。1人での出演も可能です。募集要項や申請書は、添田町ホームページからダウンロードできます。ご応募お待ちしております。

●とき **11月29日**(土) 10時30分～15時30分
30日(日) 10時～15時

※時間は変更になる可能性があります。

●ところ ふる里まつり会場イベントステージ

●申込締切 9月30日(火)

●出演時間 1団体につき30分まで

●出演料 無料

※出演にかかる交通費・人件費・物品購入費を除く経費の一部を補助します。詳しくは問い合わせください。

●その他

▷出演枠には限りがあります

▷出演者には後日通知をします

●主催者側で用意できるもの

基本的な音響設備（マイク数本・会場向けスピーカー・CD再生機器）、電源（100V）
※電源を使用する場合は申込時に使用機材を申請してください。

●出演者側で用意が必要なもの

衣装・楽器などの出演に必要な道具（搬入・搬出作業、車両含む）、音源素材（データ・カセットテープ不可、CDのみ再生可能）
※募集に関する詳細は町ホームページで確認ください。

☎ 役場商工観光振興課商工観光振興係（☎82-1236）



確定申告が不要になるときのあります

年金の扶養親族等申告書の 提出をお願いします

公 的年金から所得税が源泉徴収される人に日本年金機構から「扶養親族等申告書」が、9月中旬より順次発送されます。この申告書は、令和8年2月以降の年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除など各種控除を受ける際に必要な書類です。申告書を正しく記載し、提出することで所得税や住民税の控除を受けることができ、確定申告が不要になるときのありますので、該当する場合は提出をお願いします。適用できる控除が分からないときは役場住民課保険年金係に相談ください。また、申告書の記載方法などは扶養親族等申告書ダイヤル（☎0570-081-240）でも相談できます。

▶申告する「控除」の例

▷配偶者控除 所得が基準未満の配偶者を扶養している人が対象です
▷障害者控除 障害手帳などを取得している人が対象です。障害の等級により特別障害者控除、普通障害者控除があります

☎ 役場住民課保険年金係（☎82-5966）



9月は世界アルツハイマー月間です

認知症に対する相談を 受け付けています

国 際アルツハイマー病協会と世界保健機関は共同で、毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」、9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、様々な取組を行っています。町では、世界アルツハイマー月間に合わせて、9月の毎週水曜日に認知症に関する相談をお受けします。気軽にお立ち寄りください。

▶相談日時

9月10日(水)、17日(水)、24日(水)

いずれも10時～11時30分

※奇数月の第1火曜日に、地域の高齢者やその家族、地域住民の皆さん、どなたでも気軽に立ち寄れる集いの場「あったカフェ」を開催しています。

☎ 添田町地域包括支援センター（☎41-3888）



上手なかかり方が、あなたと医療を救う

かかりつけ医を見つけて、上手に医療機関にかかりましょう

皆 さんの健康を守る医療機関。上手にかかることで皆さんの金銭的、時間的、体力的負担が軽くなるだけでなく、医療機関や医療従事者への負担も軽減されます。かかりつけ医はあなたの健康に寄り添ってくれる頼もしい存在です。健康診断や予防接種などの機会に身近な医療機関に行き、「かかりつけ医」を見つけてみませんか。



◎かかりつけ医をもつメリット

▷健康について気軽に相談できる ▷日頃の健康状態を知ってもらえる ▷症状・治療内容に応じた専門家や専門病院を紹介してもらえる ▷病気の予防や早期発見・早期治療につながる

◎ストップ！コンビニ受診

コンビニ受診とは、休日や夜間に診療を行っている救急外来を緊急性のない軽症患者が受診することです。「平日は仕事を休めない」「日中は用事がある」などの自己都合により救急外来を受診することで、本当に救急医療が必要な重症患者が受け入れられなくなったり、医師が休養できず診療に支障が出たりと医療崩壊にもつながります。むやみなコンビニ受診は避け、体調が悪いと感じたら診療時間内に診察してもらいましょう。

◎救急車を利用すべきか悩んだときはまずは電話で相談を

▶救急医療電話相談 # 7119 休日や夜間に「すぐに病院に行った方がいいのか」「救急車を呼ぶべきか」などと悩むときに利用してください。医師や看護師がアドバイスを行います

▶小児救急医療電話相談 # 8000 子どもの症状が心配なときに利用してください。小児科医師や看護師が相談に応じます

☎ 役場健康子育て応援課健康・子ども保健係（☎31-5001）

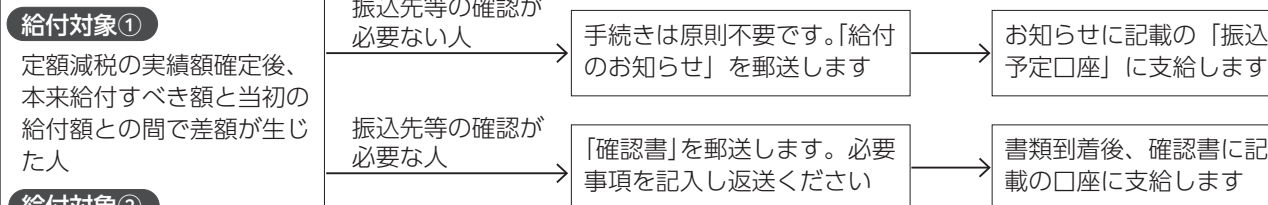


申請が必要な場合があります

調整給付金（不足額給付）を支給します

令 和6年度に、納税者と配偶者を含めた扶養親族1人につき所得税3万円と住民税所得割額1万円の定額減税が行われました。その後、満額の定額減税を受けることができない人には、その額を調整給付金として支給しています。今回は、令和7年1月1日に添田町に住民登録があり、これまでの支給額に不足がある人に対して、追加で支給を行います。

☎ 役場住民課税務・滞納対策係（☎82-1234）



●申請期限 令和7年10月31日(金)

●ご注意ください 「給付のお知らせ」や「確認書」は町で給付要件を満たすことが確認できた人に送付します。給付対象の判断ができない人にはお知らせが郵送できないため、ご自身での申請が必要です。9月30日までにお知らせが届かず、給付の対象が不明な場合は問い合わせください
※詳細は、町ホームページで確認ください。申請書のダウンロードも可能です。

